



かわごえ



民児協だより

[第84号]

令和3年10月発行

川越市民生委員児童委員協議会連合会広報部会 / 川越市小仙波町 2-50-2 川越市社会福祉協議会内 ☎049(225)5703・FAX049(226)7666



秩序、調和を願いつつ (秋桜の花言葉)

撮影者：藤崎 二三男

民生委員・児童委員の皆様方には、日頃から地域の身近な相談役として、また地域住民と行政の橋渡し役として、御尽力をいただきありがとうございますことに心から感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大の勢いが未だ止まらず、川越市の1日あたりの新規陽性者数も、8月後半には100人を超えてしまいう事態となりました。本市でも、ワクチン接種を着実に進めているところですが、民生委員・児童委員の皆様方には、普段から見守りいただいている、独居等後期高齢者の方々に、仮予約のご案内やサポートをしていただいていたことに対して厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中で、感染対策の徹底や不要不急の外出の自粛が求められており、とりわけ独居等の高齢者の皆様の生活が心配されるところでございます。それまでの対面による活動が一変し、時には短時間の接触もあるかと思いますが、電話やメール、手紙など対面なしの見守りとなり、大変苦慮されていることとあります。民生委員・児童委員の皆様方には、感染対策を徹底した上で、健康に関すること、生活に関すること、育児に関すること、その他地域の方々の悩みをお聞きいただき関係機関につないでいただくなど、コロナ禍でできる範囲の活躍を期待しております。

結びに、川越市民生委員児童委員協議会連合会のおまますのびご発展と、皆様方のご健勝とご多幸を心から祈念申し上げます。



川越市長
川合善明

民生委員・児童委員に期待すること

【防災に関する民生委員・児童委員活動への期待】

川越市役所防災危機管理室 防災担当 山本 毅

市では、高齢者や障害者など災害時において避難に支援が必要となる方の「避難行動要支援者名簿」を作成し、自治会や民生委員に名簿を提供するなど、地域における避難支援体制の整備を推進しております。

民生委員・児童委員の皆様方におかれましては、日々の活動のなかで要支援者の方と接する機会が多いため、より円滑な支援が実施できるものと考えております。つきましては、地域の実情に応じ、次に記載した支援に関して協力をいただければ幸いです。

○ 平時時の支援

- ・ 避難行動要支援者制度の周知
- ・ 災害リスクや避難行動についての周知啓発

市は、要支援者に対し、地域への情報提供について同意確認を行っております

が、同意届が未提出の方に對して、制度の周知や同意届の提出について働き掛けをお願いできればと思えます。

また、日ごろからの備えとして、地域の災害リスクの把握や避難場所、避難方法の確認が重要となります。特に、水害の場合は、浸水が想定される区域や浸水の深さにより、避難の必要性や避難行動が変わります。このため、要支援者の災害リスク把握や避難行動の確認について、ハザードマップなどを活用し周知・啓発していただければ幸いです。

○ 災害時の支援

- ・ 市からの避難情報などの伝達
- ・ 安否確認

市は、災害時に避難指示等の避難情報や避難所開設情報を、防災行政無線のほか

市ホームページやメール配信等により発信しています。

特に、高齢者などでパソコンや携帯電話をお持ちでなく、情報を入手することが難しい方がいらっしゃいましたら、避難情報等の伝達にご協力をお願いするとともに、発災後には、要支援者の安否確認にご協力いただけますようお願いいたします。

<参考資料>川越市の「避難行動要支援者避難支援全体計画」の抜粋

2. 民生委員・児童委員の役割

- ① 要支援者の把握及び調査への協力
(要支援者要件には該当しないが支援が必要な者の掘起し)
- ② 全体計画の周知・啓発
- ③ 個別計画の作成・更新作業への協力
(要支援者に対する個別計画作成の援助)
- ④ 災害時における避難準備情報等の伝達と安否確認への協力
- ⑤ 災害時における避難行動支援への協力
- ⑥ 指定避難所における要支援者の相談対応への協力

災害に備える民生委員・児童委員活動について

川越市民児連広報部会担当 第3班

日本は今年も観測史上最大級の風水害が発生し、私たちの住む地域でもいつ災害が発生するかわかりません。

本年度広報部会における市地区民児協へのアンケートによると、令和2年度はコロナ禍の影響もあり、「災害に備える民児協の活動」は地域の実態確認がメインとなつていくようです。

市の全体計画によると民生委員・児童委員(民生委員と略)の役割は上記表の通りで各種調査や全体計画の周知、災害時の情報伝達、安否確認、避難行動支援への協力が期待されております。市から「要支援者名簿」を提供された多くの民生委員が個人情報保護の観点から各種団体等との平常時情報共有化が困難で、地域における個別計画は未消化な状態(名簿提供済の市自治会は約38%)であると報告されています。

このため広報部会の編集会議において、本件に関する民生委員への期待を市防災担当から述べていただくことといたしました。

更に全国民児連の「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」および「その10か条」の抜粋を掲載しますので今後の活動推進へ役立てていただければ幸いです。

「災害に備える民生委員・児童委員活動」に関する指針(抜粋)

① 平時時の取り組みこそが重要(平時時)

平時時に、支援が必要な人を地域の誰がどのように支援するのか、予め地域で話し合っておきましょう。災害時のあらゆる活動は、平常時からの地域のつながりが重要です。

② 自分自身と家族の安全確保が最優先(発災時)

発災時は地域住民の一人として率先避難を心掛け、

自身の安否を単位民児協へ連絡しましょう。

③支援を必要とする人に、必要な支援が届くようにつなぐ（発災後）

民生委員は把握している情報を基に支援が必要な人へ、必要な支援が届くようにつなぐ活動が期待されています。

前記指針等を踏まえ、民生委員が日頃から意識し、再確認すべきことが以下の10か条にまとめられておりますので、私たちはこれを参考に活動を検討しましょう。

〔災害に備える民生委員・児童委員活動10か条〕
(抜粋)

第1条 自分自身と家族の安全を最優先に考える

発災時は自身と家族の安全を確認してから、行動しましょう。

第2条 無理のない活動を心がける

災害時は民生委員も被災者ですので、体力的にも無理のない活動を心掛けましょう。

第3条 地域住民や地域の団体とつながり、協働して取り組む

平時時民生委員は、地域

全体での取り組みへの協力を意識し、支援体制構築への働きかけも意識しましょう。

民生委員は特定の人の避難支援者とならないことが原則とされています。

第4条 災害時の活動は日頃の委員活動の延長線上にあることを意識する

民生委員は日常の見守り活動等を通じて得られた情報も含めて、「災害時要援護者台帳」を作成し支援協力者と共有することが有効であると考えられ、情報提供に同意していただくことが大切になります。

第5条 民児協の方針を組織として決めておく

予め民児協として発災時の行動原則（連絡方法を含め、どのような活動を行うか等）を、様々な場面を想定して話し合い決定しておきましょう。

第6条 名簿の保管方法、更新方法を決めておく

民生委員作成のマップや要援護者台帳等の保管方法、情報更新方法は予め決めておきましょう。

第7条 行政と協議し、情報共有のあり方を決めておく

災害時、地域住民の命や暮らしに責任を持つのは行政です。行政が民生委員に何を期待し、何が出来るのかを平常時に協議しておくことが大切です。

第8条 支援が必要な人に支援が届くように配慮する

避難所では支援の必要性が高い人に配慮し、相談に応じて必要な支援につなげる役割があり、在宅避難者にも安否確認と合わせて二重把握を行い、具体的支援につなげる必要があります。

第9条 孤立を防ぎ、地域の再構築を働きかける

民生委員は被災者の心の奥にある思いや願いを汲み取りながらの支援が期待されています。

第10条 民生委員同士の支え合い、民児協による委員支援を重視する

民生委員自身が被災者となる場合もあり、各種ストレスを緩和するため、そして一人で様々な課題を抱え込んで無理しないように、委員同士の支えあい等は極めて重要になります。

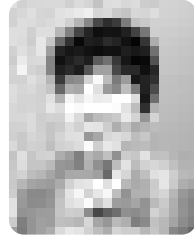
《時間経過に応じた民生委員の災害対応一覧》

	①平常時	②発災時	③避難所設置期	④仮設住宅以降
民生委員	<ul style="list-style-type: none"> 地域の防災力向上への協力 災害時要援護者支援ネットワークへの協力 避難訓練や避難所運営訓練への参加 (第3条) 災害時要援護者台帳や災害福祉マップの作成 (第4条) 	<ul style="list-style-type: none"> 自身と家族の安全確保 近隣住民と声をかけ合いながら「率先避難」 自らの安否を単位民児協会長に連絡 (第1条) 要援護者の安否確認 (第2条) 避難所開設への協力 (第8条) 	<ul style="list-style-type: none"> 支援の必要性の高い避難者への対応 在宅避難者への支援 避難所運営への協力 災害ボランティアセンターへの協力 (第8条) 	<ul style="list-style-type: none"> 継続的な安否確認 生活の自力再建が困難な被災者への寄り添い 発災前のコミュニティの維持や新たなコミュニティの形成 (第8条、第9条)
単位民児協	<ul style="list-style-type: none"> 名簿の保管方法、更新方法の決定 (第6条) 発災時の情報共有のあり方の検討 (第7条) 民児協としての発災時の方針の決定 (第5条) 	<ul style="list-style-type: none"> 各委員の安否確認 (第1条) 	<ul style="list-style-type: none"> 委員相互の支え合い 民児協機能の回復 定例会の再開 委員のメンタルケア (第10条) 	<ul style="list-style-type: none"> 委員のメンタルケア 担当地域の見直し等 (第10条)

生きがい訪問

● 第六地区 ●

幕内 史子さん



令和三年の八月、全国的にコロナ感染は拡がり続けています。埼玉県にも緊急事態宣言が出て、感染者は連日千人を越えています。そんな日々のなか、庭には沢山の手毬朝顔が咲き、涼を呼んでいます。五月に種を蒔き、七月花が咲き始め、九月に種を採り終えるまで、長い間眼を愉しませてくれます。春は牡丹や都忘れ、夏には朝顔、ハイビスカス、秋には萩や小菊と次々



に花が咲きます。その世話をすることは、82歳となった私の生甲斐となつていきます。又狭い土地ですが裏庭にミニトマトや印元豆を植え収穫を楽しみます。ミニトマトは七月、八月に次々真っ赤になり食べ切れない程です。草とりや水やりの庭仕事で活力を頂いています。尤も八月の長雨で草が繁りストレスにもなつていますが、時には美しい揚羽蝶や赤とんぼも飛んで来て、こんな街中の小さな庭にと愛おしくなります。土に親しみ、花々や家庭菜園でエネルギーを貰います。

そんな暮らしの中で、近所の民生委員さんに誘って頂き「はつらつ健康クラブ」で体を動かすようになりました。新富町二丁目、二丁目の高齢の皆様と蔵里で、「いもっ子体操」をして、元気に楽しく過ごします。又「お

しゃべりサロン」もあり、集まった方々とお話をして情報を貰います。若い友との出会い、これも新しい生きがいです。

それともう一つ、40歳のころから続けている趣味に、短歌があります。岡山の母が晩年励んでいた短歌に縁あつて連なり、さいたま市に発行所のある短歌結社に入会しました。昭和56年のことでしたが、あれから歌作りを続けています。毎月、自分や歌友の作品が載つた短歌誌が届きます。歌の素材を暮らしの中で探し作品にする。これは脳トレであり、生きがいです。

● 芳野地区 ●

島田 寿美江さん



仕事をやめてから子供たちと過ごした四十年の経験を生かし、同じ保育の仲間

たちが活動していた絵本サークルに入りました。あちこちの保育園や介護施設、子育てサークル等に行き、絵本の読みかせや手あそび、わらべうた等を子供たちやおとしよりと楽しんでいました。毎月土、日だけが空いている状態で仕事をしている時と同じような感じでした。けれど、仕事と違つたのは午前中の活動が主だったので、反省会をかねたランチは楽しいものでした。また、保育園に行つた時「おもしろかった。もつつかいよんで。」「またきてね。」といった言葉や一心に見つめている子供たちの瞳に元気をもらつていたように思います。

しかし、新型コロナウイルスの流行で昨年の二月からずっとサークルはお休みになってしまいました。最初は日常が変わつてしまつた事で、気持ちが落ち着かずクラシック音楽を聞き、シルバー川柳や俳句の本を読み、庭の草木が風にゆれるのを眺める日々でした。時がたつにつれ時間もでき

たので、新聞の内容や日曜日のクイズ等も楽しみになりました。そして、絵本や児童書、時代小説やエッセー等ジャンルは様々ですが、一ヶ月に四〜五冊の本を読み、内容に笑つたり涙したりしています。また、時々小中学校の同級生に電話やメールで近況報告をしています。このつながりを他の活動につなげていきたいかなと思つています。そして、今の状況から普通の生活にもどつた時、地域や保育園の子供たちと一緒に絵本やわらべうた等を楽しみたいと思つています。早くそんな日が来て欲しいと思うこの頃です。そのためにも健康に気をつけ、ラジオ体操やテレビ体操、ストレッチを毎日かささずやっています。頑張ろう。



地域の活動紹介

名細地区

比佐 實



民生・児童
1日現在
021年9月
3,860世
9,997人(1

名細地区は、地理的には川越市の北西部に位置しています(鶴ヶ島市・坂戸市に隣接)。名細(し)の地名については、古歌にも詠まれ、"名がうるわしい・名高い"(広辞苑)に由来しているといわれています。その名に相応しく、歴史・伝統・文化・教育、そして自然等、恵まれた環境にあります。

川越発祥の地ともいわれる「河越館跡・常楽寺」(国指定史跡)があります。史跡公園として、地域住民の憩いの場となっており、又、勇壮な河越流鎬馬(毎年11月開催)を楽しむことができます。神社仏閣(日枝神社等)も多くあり、歴史の一端に触れることができます。鎌倉街道・武蔵野の面影を残す雑木林、カワセミが飛来する小畔川、そして入間川(運動施設・公園)があり、豊富な自然に触れあうことができます。一方で、近年、ここに「資源化センター」(2010年)と「PICOA(健康運動施設)」(2012年)がオープンしました。近隣は宅地開発も進められています。

(※河越氏は、平安時代から南北朝時代にかけて、権勢をふるったといわれています。)名細地区は、現在25地区から構成され、人口は2

委員43名が、「名細市民センター」を中心に活動しています。コロナ禍で中止・変更を余儀なくされるなか、地区活動(担当地区での日常活動)では、声かけ・安否確認等、きめ細かい取組を心がけています。又、組織活動(定例会等)では、

民生・児童委員相互の意思疎通とともに、情報・意識等の共有をはかり、活動の活性化に努めています。

川鶴地区

綱島 裕子

川鶴地区は、川越市の西側鶴ヶ島市に隣接し、昭和50年代後半に住宅都市整備公団(現UR)により開発され分譲された地域です。四つの自治会で構成され、高齢化率は市内でも上位の50%に迫っています。地区民児協では、これまで高齢者の皆様に、少しでも永く安心して地域で生活していただけるよう取り組んできました。しかしながら、このコロナ禍により民生・児童委員

としての活動に制限がかかり、現在は高齢者の孤立化を防止したりするため、地区社協による友愛訪問や、2017年から続く「見守りネットワーク」としてのボランティアの方々による高齢者の見守りを続けているところです。

私が住む初雁団地でも、これまで「見守りネットワーク」の一環として「さりげない見守り活動」を続けてきましたが、ボランティアの高齢化や対象者の増加などにより、より実効性のある取り組みが求められるようになりました。このため

本年7月から、現自治会役員、自治会長経験者、民生・児童委員、社会福祉事業経験者(住民)等による「見守



り検討会」が立ち上げられ、今秋には希望者に対する見守りが開始できるよう検討が重ねられています。

また、近年自然災害(インフラの事故などを含め)の増加が懸念される中、初雁団地自治会では、川越市との「避難行動要支援者名簿(外部提供用)等の提供に関する覚書」の締結により、当該名簿の提供を受けていますが、より実効性の高い支援の計画、実施に向け検討が重ねられています。これら高齢者の見守りや避難行動支援には、日頃の地域での人々のつながりが大切だと思えます。私たち民生・児童委員も、このような活動の一翼を担うべく、今後も地域の皆様と協働し、活動していきたいと考えています。

地区民児協だより

第十地区

篠崎貴子

第十地区は、本庁管内のほぼ中央に位置し、中央通り商店街や、本川越駅も近く、昨今大きな分譲マンションやワンルームマンションが多数建設され、居住者は増えていきます。古くからの住宅地は世代交代はありますが、高齢者夫婦、一人暮らしが多くなり、空き家も出てきました。他に、自治会に未加入のマンション・アパートの方々の把握と、高齢者の見守りには大変苦労



しています。

校区は富士見中・中央小・月越小で、三光町、月吉町、野田月吉、六軒町一・二丁目、連雀町、中原町一・二丁目、パークファミリアの、10自治会で構成されています。

コロナウイルス感染拡大により、川越まつり（3町内）はじめ世代間交流事業・一人暮らし高齢者のつどい等中止となり、活動は縮小しますが、民生・児童委員を中心に（介サポ・包括支援センター連雀の協力）各町内で自主グループ活動も工夫しながら行われるようになり、より信頼を得ています。
熱中症予防・年末年始の

見守り訪問では、地域の皆様とお会いする機会は減りましたが、粗品に手紙を添えて「ポストイン声かけ」をしています。

定例会の時には、主な事例発表会をし、皆で話し合い、情報交換をしています。「災害時の命を守るための地域支援体制をつくろう」との活動目標を掲げ、定例会の後に、第十地区全体の地図を片手に、危険場所、緊急時の避難場所の把握を再確認すると共に、自主防災組織の取り組みを始めました。
欠員だった主任児童委員2名も仲間入りし、民生・児童委員17名で楽しく学びながら、コロナ禍を乗り越えます。

川越市社会福祉協議会のホームページに「民児協だより」が掲載されています

川越市社会福祉協議会ホームページ

左側のメニューから「福祉団体」をクリック

市民児連の「民児協だより」の名号をクリック

川越市社協 検索

主な市民児連活動予定

- 9月30日 歳末たすけあい運動援護対象者申請締め切り
- 10月1日 赤い羽根共同募金への協力
- 11月1日 理事会
- 11月2日 埼玉県社会福祉大会
- 11月19日 全国社会福祉大会
- 11月29日 理事会
- 12月中旬 歳末たすけあい運動援護金伝達

時の鐘

8月14日長崎県西海市で大雨特別警報がだされている中、一人暮らしの高齢者から「怖いから来て」と頼まれました。民生委員の女性が、様子を見て来ると出かけ、その後高齢者と共に用水路の近くで亡くなっているのが発見されました。

この事故を受け、厚生労働省は全国の民生委員に対し、災害時は自分の身の安全を最優先するよう緊急の通知を出しました。

台風、地震、大雨などの災害は、時と場所を選びません。貴方もそんな場面に遭遇するかもしれません。

大雨の中、親しい高齢者から「助けて」と連絡が入りました。貴方はなんと返事しますか。

第84号の編集担当は、伊東正晃・比佐實・吉本恵美子・網島裕子・松田令子・斉藤奈緒美・小野守・田上好弘の8名です。



お詫びと訂正
「民児協だより第83号」の5ページ『地域の活動紹介（霞ヶ関北地区）』について、誤りがありました。次のとおり訂正し、お詫び申し上げます。
(誤) (正)
市社協 ↓ 社協